



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 12 月 27 日 (月曜日) 第 267 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示	頁
○民有林の保安林の指定の解除予定…………… (自然環境課) 1	
○公の施設の指定管理者の指定…………… (港湾課) 1	
○都市計画の変更…………… (都市計画課) 1	
公 告	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 1	
○落札者等の公告…………… 2	

企業局企業管理規程	
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業 管理規程…………… 2	
病院局企業管理規程	
○病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企 業管理規程…………… 2	
教育委員会告示	
○宮崎県指定無形文化財の指定解除…………… 3	
内水面漁場管理委員会指示	
○漁業法に基づく指示 (2件) …………… 3	

告 示

宮崎県告示第1009号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する予定である。

令和 3 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 解除予定に係る民有林の保安林の所在場所 えびの市大字末永字白鳥1495-8 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解除の理由 公共施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県西諸農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第1010号

宮崎県港湾管理条例 (昭和38年宮崎県条例第18号) 第17条の 4 第 3 項、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第 7 号) 第10条の 2 第 3 項及び都市公園条例 (昭和39年宮崎県条例第24号) 第15条の 3 第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和 3 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
宮崎港マリーナ施設
宮崎県サンビーチーツ葉
県立阿波岐原森林公園
- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
一般財団法人みやざき公園協会
理事長 吉 田 晋 弥
宮崎市鶴島 2 丁目 10 番 25 号
フェニックスリゾート株式会社
代表取締役 片 桐 孝 一
宮崎市大字塩路字浜山3083番地
- 3 指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

宮崎県告示第1011号

都市計画法 (昭和43年法律第 100号) 第21条第 2 項において準用する同法第18条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

なお、関係図書は、宮崎県県土整備部都市計画課及び宮崎県都城土木事務所並びに都城市都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 都市計画の種類及びその名称
 - (1) 種類
都城広域都市計画道路
 - (2) 名称
3・5・251号麓富吉線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - (1) 追加する部分
都城市山之口町大字山之口字麓及び字茶屋元の各一部
 - (2) 削除する部分
都城市山之口町大字山之口字麓及び字茶屋元の各一部

公 告

建設業法 (昭和24年法律第 100号) 第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和 3 年 12 月 27 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-30)第6724号	(有)中間建設	中間 雅	宮崎県都市山之口町山之口3448-10	一般	解体工事業	令和3年11月2日付けで廃業した旨の届け	令和3年11月2日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-28)第13577号	(株)新組	新谷 勝美	宮崎県宮崎市東宮2-145	一般	解体工事業	令和3年11月30日付けで廃業した旨の届け	令和3年11月30日(一部廃業)

落札者等の公告

随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年12月27日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立こども療育センター電子カルテシステム構築業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県福祉保健部障がい福祉課障がい児支援担当
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年9月17日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社コア・クリエイトシステム 株式会社横尾器械宮崎支店 共同企業体

宮崎市大字本郷南方3231番地3

株式会社コア・クリエイトシステム 代表取締役 吉田 勝弘

宮崎市清武町木原3607-7

株式会社横尾器械宮崎支店 支店長 上田 成克

- 5 随意契約に係る契約金額
85,618,500円
- 6 随意契約によつた理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に基づく随意契約

企業局企業管理規程

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年12月27日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

宮崎県企業局企業管理規程第10号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程（昭和36年宮崎県企業局企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前		改正後	
別表（第12条関係）		別表（第12条関係）	
原因	特に承認を与える期間	原因	特に承認を与える期間
[略]		[略]	
17 [略]		17 [略]	
		17の2 <u>職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合</u>	<u>一の年において5日（当該通院等が体外受精その他の管理者が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内でその都度必要と認める日又は時間</u>
[略]		[略]	

附 則

この企業管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

病院局企業管理規程

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和3年12月27日

宮崎県病院局企業管理規程第6号

病院事業職員被服貸与規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業職員被服貸与規程（平成18年病院局企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
勤務箇所	職種等	貸与品の種類	数量	貸与期間	勤務箇所	職種等	貸与品の種類	数量	貸与期間
県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略]				県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院	[略]			
	管理栄養士	白衣	1	1年		管理栄養士	白衣	1	1年
	栄養士	エプロン	1	1年		栄養士	ズボン	1	1年
		ゴム長靴	1	1年					
		三角布	1	1年					
	看護師（女子職員に限る。）	看護衣	2	1年		看護師	靴	1	1年
	准看護師（女子職員に限る。）	白靴	2	1年		准看護師			
	助産師（女子職員に限る。）					助産師			
	ナースエイド（女子職員に限る。）								
	サブエイド（女子職員に限る。）								
	看護師（男子職員に限る。）	看護衣	2	1年			看護衣	2	1年
	准看護師（男子職員に限る。）	白靴	2	1年			靴	1	1年
	ナースエイド（男子職員に限る。）					ナースエイド			
	サブエイド（女子職員に限る。）					サブエイド			

附 則

この企業管理規程は、令和4年1月1日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第7号

宮崎県文化財保護条例（昭和31年宮崎県条例第15号）第21条第7項の規定により、次の表に掲げる宮崎県指定無形文化財の指定は、令和3年7月11日に解除された。

令和3年12月27日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

種 別	名 称	保持者氏名	保持者住所
県指定無形文化財	美々津手漉き和紙	佐々木寛治郎	日向市美々津町2703番地

内水面漁場管理委員会指示

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 161号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、内水面第 5 種共同漁業権に係る増殖について次のとおり指示する。

令和3年12月27日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

1 増殖義務

令和4年1月1日から同年12月31日までの間に別表の漁業権者の欄に掲げる各漁業権者は、それぞれ別表に定めるところにより増殖を行わなければならない。

ただし、履行が困難な場合等にあつては、他の方法に替えることができる。

2 こい、おいかわ及びぶぐいの増殖

1のただし書きにより他の方法に替える場合は、原則として放流に係る経費と同額相当の産卵床造成を行うものとする。

3 実施状況及び実績報告の義務

漁業権者は、令和4年7月29日までに、当該指示内容の実施状況報告書を提出するとともに、令和5年1月31日までに増殖指示

完了報告書及び増殖を実施したことを証する書類を提出しなければならぬ。

この指示の実施に関し必要な事項については、委員会が別に定める。

4 その他

別 表

漁業種 番 号	河川名	漁 業 種 者	魚種及び数量(増殖行為)											
			あゆ	ふな	うなぎ	やまめ	にじます	おいかわ	うぐい	もくずがに		わかさぎ		こい
			稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (kg)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	天然 種苗 放流 (kg)	人工 種苗 放流 (尾)	稚魚 放流 (尾)	発眼卵 放 流 (万粒)
内共第 1号	北 川	代表 東海漁 業協同組合	170	400	18	2,500		1,200		15	又は 3,000			3,900
内共第 2号	祝子川	祝子川漁業協 同組合	156		28	2,000	2,000	2,000		15	又は 3,000			800
内共第 3号	五ヶ瀬川(河口)	代表 延岡五 ヶ瀬川漁業協 同組合	88		20			1,200		10	又は 2,000			
内共第 4号	五ヶ瀬川	代表 延岡五 ヶ瀬川漁業協 同組合	1,108		80	27,200		3,000	8,000	50	又は 10,000			
内共第 5号	五十鈴川	五十鈴川漁業 協同組合	50		36	1,800				5	又は 1,000			2,000
内共第 6号	塩見川	富島河川漁業 協同組合		1,200	15					4	又は 800			1,200
内共第 7号	耳川	代表 耳川漁 業協同組合	126	1,600	174	15,100		1,600		140	又は 28,000	1,100	又は 330	24,000
内共第 8号	石並川	美幸内水面漁 業協同組合	21		16	1,000				20	又は 4,000			
内共第 9号	名貫川	名貫川淡水漁 業協同組合	12		4	400				4	又は 800			
内共第 10号	平田川	平田川淡水漁 業協同組合	4	400	7					6	又は 1,200			4,000
内共第 11号	小丸川	代表 小丸川 漁業協同組合	150		108	12,000		19,000		25	又は 5,000			
内共第 12号	一ツ瀬川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合	226		160	16,000		22,800		25	又は 5,000			
内共第 13号	石崎川	代表 一ツ瀬 川漁業協同組 合		900	20					5	又は 1,000			7,600
内共第 14号	大淀川	代表 綾漁業 協同組合	458	3,900	457	8,800		17,600	24,000	150	又は 30,000			100,200
内共第 15号	清武川	代表 境川漁 業協同組合	64		40					50	又は 10,000			
内共第 16号	加江田川	木花内水面漁 業協同組合	12		10					25	又は 5,000			
内共第 17号	川内川上流	川内川上流漁 業協同組合	30	600	20	5,000		1,200						10,400
内共第 18号	広渡川	日南広渡川漁 業協同組合	138		41	2,800				300	又は 60,000			12,000
内共第 19号	福島川	串間市淡水漁 業協同組合	25		35	1,000				10	又は 2,000			
内共第 20号	本城川	串間市淡水漁 業協同組合	10		10					5	又は 1,000			
内共第 21号	御 池	小林高原野尻 漁業協同組合	10	500	30			1,200				1,000	又は 300	3,000

<放流する魚種の体長・体重>

- | | | | |
|---------|--------------|----------|---|
| 1. あゆ | 体重 3～10グラム | 6. うぐい | 体重 5グラム以上 |
| 2. ふな | 体重 5グラム以上 | 7. おいかわ | 体重 1グラム以上 |
| 3. うなぎ | 体重 10～100グラム | 8. もくずがに | 体重 20～30グラム(単位:kg)
又は甲幅4ミリメートル以上(単位:尾) |
| 4. やまめ | 体重 5～10グラム | 9. わかさぎ | 体重 5グラム以上又は発眼卵 |
| 5. にじます | 体重 15グラム以上 | | |

宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 162号

漁業法（昭和24年法律第 267号）第 120条第 1 項及び第 171条第 4 項の規定により、うなぎ資源の利用と管理を図るため、うなぎの採捕について次のとおり指示する。

令和 3 年12月27日

宮崎県内水面漁場管理委員会会長 田 代 一 洋

- 1 禁止する水産動物
全長25センチメートルを超えるうなぎ
- 2 禁止期間
10月 1 日から翌年 3 月31日まで
- 3 禁止区域
宮崎県内の河川等の内水面（公共用水面及びこれと接続して一体を成す水面）
- 4 指示の適用除外
次に掲げる場合は、この指示は適用しない。
 - ア 宮崎県漁業調整規則（令和 2 年宮崎県規則第51号）第 4 条第 1 項又は第48条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が当該許可の範囲内で採捕する場合
 - イ 国の機関又は地方公共団体が、うなぎに係る調査又は試験研究を目的として採捕する場合（国の機関又は地方公共団体から、委託、補助、又はその他の関与を受けている場合を含む。）
- 5 指示の有効期間
令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年12月31日まで

--	--